

裁判所書記官印

証人調書

(この調書は、第12回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示

平成29年(ワ)第125号

平成29年(ワ)第535号

平成30年(ワ)第468号

期

日

令和2年10月2日 午前10時00分

氏

名

今井高樹

宣誓その他の状況

裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが
良心に従って、 真実を述べ、

なに ごと かく
何事も隠さず、 偽りを述べない

ことを誓います。

氏名 今井 高樹 

速記録 (令和2年10月2日 第12回口頭弁論)

事件番号 平成29年(ワ)第125号, 同第535号
平成30年(ワ)第468号

証人氏名 今井高樹

原告ら代理人(松田)

- 1 甲B第57号証はこの裁判所に提出した陳述書ですが、修正がありますか。
いえ、ありません。
- 2 そこに記載された経歴書によりますと、国際協力支援活動NGOである日本国際ボランティアセンター、これはJVCと略されていますが、そこで主にアフリカのスーダン、南スーダンで10年以上にわたり人道支援活動をされたのですね。
はい、そのとおりです。
- 3 その間、国連の人道支援と連携して活動したり国連PKO活動を直接見たりすることもありましたか。
もちろん連携して活動しておりました。
- 4 そこに活動しているPKOの団体というのは幾つぐらいあったんでしょうか。
スーダン、南スーダンでのPKO、UNMIS、UNMISSですか、そのほかダルフールに展開しているUNAMIDですか、アビエイ地区のUNISFAですか、そういった国連PKOの活動のことはいろいろと存じております。
- 5 それでは改正PKO法による駆け付け警護に関連してお伺いします。証人は人道支援活動中に武装勢力に襲われたという経験がありますか。
はい、あります。2011年の6月ですけれども、スーダンの南コルドファンというところで、ちょうど私がそこの町の中に駐在しておりましたけれども、政府軍と反政府勢力による交戦、市街戦が起きまし

て、そのときに私がいた事務所の周りが銃撃戦になりましたけれども、
そういう状況で、国連のPKO部隊、当時はインド軍が展開していましたけれども、そこに救援を要請しました。

6 その救援を要請したインド軍は派遣要請に応じましたか。

結果的には応じませんでした。

7 それは、どうして応じなかったか。

後から聞いた話ですけれども、それはやはり市内で戦車部隊、政府軍、
反政府軍の部隊が展開しているところに、軍用車両で入っていくのは
非常に危険性が高過ぎると、巻き込まれるというPKOの指令官の判
断で来なかつたと、派遣されなかつたと聞きました。

8 実際にはどのような形で救出されましたか。

実際には国連PKOではなくて一般の国連車両、普通の四輪駆動車、
それが市内に来て、私を始めとする国連ですか人道支援関係者を救
援しました。

9 その御経験から、どんなことが言えますか。

やはり司令官がそういう戦闘行為の中に、武力でもって軍用車両で
行かなかつたという判断は結果的にはそのときには正しくて、そうい
った武装をしていない一般車両だからこそ救援が成功したと。これが
百パーセント、そういうものが成功するかどうかはともかくとして
も、少なくともそういう非武装による救援の有効性というのを分か
つたかと思いました。

10 司令官の判断ですが、PKOの指揮官というのは、多くは証人がおっしゃつ
たように、そういう武装車両で入ることの危険性というものを認識している
と伺ってよろしいですか。

ええ、私は様々な事例について現地で見聞きしましたけれども、それ
が一般的な認識だと思います。

11 なぜ武装車両で介入していくことは危険なのでしょうか。

やはりそれは、戦闘行為が行われているところに軍用車両で行った場合には、それは当然敵であると。味方でなければ敵であると思われて巻き込まれるということが第一だと思いますけれども、それとやはりそういう紛争地帯では、誰が敵、誰が味方、あるいは誰が住民で誰が武装勢力なのか非常に見分けがつきにくいということがあるかと思います。実際私が現地で経験したときにも戦闘員が必ずしも迷彩服、そういう制服を着ているわけではなくて、平服、そういう形で武器を持って戦っている方もいましたし、あるいは、私が武装勢力の拠点と言われる村を訪れたこともありますけれども、見た感じは普通の村にしか見えないわけで、一般住民が自衛のために武器を取って戦うということもあるので、非常に誰が住民なのか武装勢力か分からぬところで武力を行使するという場合には、例えば誤って住民の方を撃つてしまうということがあって、そうしますと住民から大変な反感を買って敵対されて、本当にどうにもならなくなってしまうといったようなことが起きて、非常に危険な状態になってしまふと思います。

12 そうすると、実際のPKO法による駆け付け警護というのは、現実的には有効なものと言えるんでしょうか。

現実的には、ほとんどそういったことは非現実的というか、それができるような状況ではないと思います。

13 ところで、国連PKO部隊のことをおっしゃっていただいたんですが、実際、国連のPKO部隊というのは市民や文民を保護できていたんでしょうか。

結果的には、ほとんどできてなかつたんではないかと思っています。

14 南スーダンPKO、UNMISSと言われている南スーダン派遣団ですが、2014年以降の主な任務は何だったんですか。

それは文民保護が主な任務になっていました。

15 しかしながら、主要な任務は果たせていなかったとお聞きしていいですか。

そうですね。南スーダンには避難民保護施設と呼ばれる国連の敷地内に避難民を保護する施設がありまして、そこにおいては確かに保護はしていたと思いますけれども、それ以外の普通の村落部における様々な住民への攻撃とか虐殺もありましたけれども、そういうことに関してはほとんど保護はできていなかったのが現状でした。

16 避難民の保護施設という、そういう場所があるんですね。

はい、あります。

17 その中では完全に保護できたと言えるのですか。

その中でも完全というわけではなかったですね。私が覚えている事件で、2016年の初めには南スーダンのマラカールというところで避難民保護施設の中においてすら住民による襲撃事件、亡くなった犠牲者が出たような事件がありました。PKO部隊はそれを保護できずに、国連の中でも大きな批判が起きました。

18 そのケースが保護できなかった原因というのは、どういうところにありましたか。

その原因是、そのときは攻撃が保護施設の外からの攻撃ではなくて、保護施設の中において一部の避難民がほかの避難民を攻撃すると、しかもそれが銃器ではなくて、おのですとか棒ですとかいうようなことで襲撃を始めて、その後に外部からどうやら武器を持ち込んだということがあって、非常にPKO部隊にとっても対応が難しかったんだろうと思います。

19 紛争地の実情というのは非常に複雑で分かりにくいということでしょうか。

そう思います。

20 ところで、2016年11月に政府は南スーダンPKO派遣自衛隊に駆け付け警護の任務を付与するに当たり、現地政府、治安当局と連携することで任

務の安全性が担保されると説明しましたね。

はい。

21 その分析は正しいですか。

私は、その分析にも一つ落とし穴というか、危険なところがあるかと思います。

22 具体的にはどういうところが落とし穴ですか。

その日本政府の説明は、現地の政府当局と連携をして、反政府的な、いわゆるテロリスト的な勢力を掃討するといったような形になっているかと思いますけれども、そういった現地政府が正義であってテロリストが悪であるといいますか、そういった色分けというのは非常に危険だと思います。といいますのは、そういった紛争地では政府そのものが非常にせい弱で、一定の支配ですとか社会の秩序を必ずしも安定させられるだけの力がない、支配をしていないことがあるかと思います。南スーダンにおいては政府軍の中でも統制が取れておらず、たくさんの住民虐殺を、むしろ反政府勢力よりも政府軍がやっているといったことは国連でも報告をされています。一方で反政府あるいはテロリストと日本政府が呼ぶような勢力も一定の支配を行っていたり支配領域があり、また多くの住民から支持を集めているといったようなことが逆にあります。つまり政府も、これは反政府と同じように飽くまでも戦闘の当事者の一員であるというふうに認識すべきだと思うんですけども、そのときに、その政府を日本政府が連携をするというふうに言ってしまうと、紛争当事者の一つに加担をしてしまうということになり、逆にそれに敵対する勢力から攻撃をされる危険性が出るということで非常にリスクが高いと思います。

23 つまり、中立性が損なわれるというふうにお聞きしていいですか。

はい、そのとおりだと思います。

24 ところで、2016年の7月に、南スーダンで政府軍と反政府軍との激しい市街戦がありましたね。

はい。

25 当時、自衛隊がジュバに派遣されていましたけれども、これ自体がPKOの5原則違反の疑いが強いということを横浜地裁で証言されましたね。

はい。特に5原則の中の1番目の紛争当事者間の合意があることということについては、当時完全に合意が崩壊して、戦闘状態でしたので、明らかに5原則は満たしてなかったと思います。

26 証人は、この市街戦の2か月後にジュバに入って、住民から当時の様子を聞いたようですが、特に印象に残っている話がありますか。

何人もの方に話を聞きましたが、4日間の市街戦の後、家に閉じ籠もつていて外に出てみたら、道路にたくさんの死体が転がっていたですか、あるいは市街戦の最中には戦闘攻撃用のヘリコプターですとか戦車部隊が出て撃ち合っているといった話ですとか、住宅地の中にロケット砲が撃ち込まれたといったような話を幾つも聞きました。

27 それを話す市民の方々の表情というんですか、そういうものはどんなものだったでしょうか。

とにかく皆さん、おびえてといいますか、そのときには本当にどうなるかと、命がなくなるかもしれないと思ったということで、多くの方が、そのときに避難をして、ジュバの市内で4万人の方が避難をしたというふうに言われています。日本ではそのときには、それが戦闘だったのか衝突だったのかといったような議論があったということを後で聞きましたけれども、現地においては正にそれだけ数万人の方が避難するような大きな戦闘行為だったということで、私たちも実際にそういう方たちの避難民キャンプで支援活動しましたけれども、そういう印象を受けました。

28 ところで、質問を変えますが、実際に文民ないし人道支援関係者が危険にさらされた場合に、あるいは拘束された場合、駆け付け警護ではなくて、どのような救出作戦が有効なんでしょうか。

実際には、交渉あるいは説得によって救出するというのが一般的です。
29 例えば、例を挙げていただけますか。

いろいろあるかと思いますが、2015年に南スーダンでPKOの軍事ではなくて要員ですけれども、スタッフがナイル川で物資を輸送しているときに反政府軍に拘束されるといった事件がありましたけれども、このときにはPKOは部隊を派遣することではなく、そういった勢力と交渉をすることによって3日後に解放されるといったことがありました。

30 そのような対応は珍しくないことですか。

珍しくないです。PKOの現場の司令官にとってはそういったときのために様々な紛争当事者と一定のパイプを作ることも重要な任務になっていると言えます。

31 逆に武力介入してしまって文民が保護できなかったという失敗例がありますか。

私どもの団体はアフガニスタンでも活動していますけれども、アフガニスタンで2010年に誘拐されたイギリス人の方を救援するためにNATO軍が救出活動をやったときに、逆に救出活動していた部隊の手りゅう弾によって亡くなってしまったということがありました。

32 交渉が大事だと言っても、交渉したがために、あるいは交渉を優先したがために結局うまく行かなかつたケースというのはないのですか。

もちろんそれは、交渉したけれども結果的に殺害されてしまったケースはあります。ただ、そういった場合の多くのケースは元々誘拐目的で、身の代金ですか政治的な目的で誘拐したケースですので、仮に

武力を使って救出作戦をしようとしても、準備した上で人質をどこかに隠したりしていますから、非常に難しいわけなので、そういったケースにおいてすら、やはり交渉のほうがより現実的な手段であると言えると思います。

- 33 今証人がおっしゃったことは、海外人道支援NGO関係者の中では、皆さん同じように認識していると聞いてよろしいですか。

はい。武装警護なりというのは最後の手段として留保している団体もありますけれども、基本的な認識としては、そういった武装警護は付けないと、中立の立場を守ってやるということが共通認識です。特に最も危険な場所で活動していると言ってもいい国際赤十字委員会ですかとか、あるいは国境なき医師団といったところは一切そういった武装警護は付けないといったことを徹底して、飽くまでも様々な紛争当事者と話し合いをした上で安全を確保して活動するといった認識です。

- 34 それは、テロリストと呼ばれるような組織に対しても同じ対応をするということですね。

そうですね。そういった区別はしないというのが基本です。

- 35 ところで、新安保法制法で可能となった駆け付け警護、宿営地の共同防護、それから集団的自衛権行使、そういうもので自衛隊が海外で軍事行動をすると、そのことによって紛争地ではどんなことが起こり得るんでしょうか。

その行為自体が非常に危険だと思いますけれども、同時にそういった活動をすることによって、先ほども申しましたけれども、ある武装勢力なり住民から、軍事行動をする自衛隊なりがどこかの勢力に加担していく敵だというふうな敵愾心を持たれ、それが一般の日本人に対しても敵愾心を持たれてしまうといったリスクがあると思います。

- 36 具体的に、そういう敵愾心を持たれて自国民が保護できなかつたと、そういう事例を挙げていただけますか。

よく覚えているのは、2013年、南スーザンで紛争が始まった直後に、ウガンダ軍の事例なんですけれども、当時南スーザンにたくさんウガンダ人が出稼ぎ等で来ていたわけなんですけれども、これを救出するという目的でウガンダが空軍を派遣したときに、その空軍が南スーザン政府と一緒にになって反政府側を攻撃したということがありました。そのことによって南スーザン政府に反発をする反政府側の支持者も多くいたわけなんですけれども、そういった方々はウガンダは敵であるというふうに認識をして、自分たちの近くにいた出稼ぎで来ていたウガンダ人を襲撃するといったことが起きました。ですから、結果的にウガンダ人は本来は救出に来たはずのウガンダ軍から逆に危険な目に遭わされて、逆に中立である国連に保護を求めて救援されたといったことがあったので、そういった、かえって自国民を危険にさらしてしまったような事例だったと思います。

- 37 通常自国民を保護するための軍隊が、紛争当事者の一方に加担して攻撃すると。そういう例というのはそんなに多くなくて、特殊事例というわけではないのですか。

ウガンダ軍の場合には、確かにそういった極端な事例だったかもしれません、ただ軍事行動を、例えば南スーザン、あるいはその当該国の政府と一緒にに行うだけであっても、そういった攻撃に加わらなくても、連携して行動するだけで、十分に住民から見たときに、例えば自衛隊なりウガンダでもいいんですけども、あそこの軍はこの政府軍と協力をしているというふうな認識を持たれてしまうリスクは非常に高いと思います。ですから、そういったのは決して極端な事例ではなくて、軍事行動を起こせばそういった反感を買うことは、日本人に向かうことも大いにあると思います。

- 38 証人の御経験ですが、紛争地で特に住民の敵対心とか反感の対象となりやす

い国というのはどんは國なんでしょうか。

それはもちろん、政治的あるいは軍事的にも介入をしている國ということですね。

- 39 2016年の7月11日に南スーダンのジュバで起きたテレインホテルという事件がありましたけれども、端的に言うと、どんな事件ですか。

これはテレインホテルというところに滞在していた外国人に対して、南スーダン政府軍が襲撃をして、特にアメリカ人を探していたというふうな証言が残っていますけれども、その結果として、アメリカ人だけではなくて、欧米の外国人に対してレイプも含むような暴力行為を働いたといったような事件です。国連でも大きく批判もされました大きな事件でした。

- 40 それをお聞きすると、世界で政治経済武力介入を積極的に行う國の國民というのは、たとえ人道支援者や企業関係者、いわゆる文民であっても海外で危険な目に遭う確率が高くなると。その典型がアメリカでありヨーロッパ人であるとお聞きしていいですか。

そうですね。今のテレインホテルの件では、当時アメリカに対する非常に反感が高まっていました。これは、アメリカは南スーダン政府の要人と軍事関係者に対して個人精査をかけたとかいったことがあって、南スーダンの中ではアメリカは反政府側の味方だといったような認識が高まって、一般的の道路なんかでも警察が車を止めて中にアメリカ人がいるかどうかを探索するといったようなことも起きていましたので、そういう反感の中でそういう事件があったわけです。

- 41 新安保体制というのは、アメリカ軍支援法と言われる、アメリカと日本が軍事的に一体化して世界中どこでも武力行使ができるようになった、そういう法律であると言われていますが、そのことによって日本とか日本人はどんな立場になるんでしょうか。

アメリカなどと一体化するということで、今申し上げたような反感が日本に向かう可能性は高くなってくると思います。

- 42 それは、今証人がおっしゃったような見方というのは、まだ日本が積極的に武力行使をあらゆるところでしている状況ではないから杞憂にすぎないという見方があり得ると思うんですが、その見方に対してはどんなお考えでしょうか。

現地では非常に社会的に不安定なこととかもありますて、何かの形で反発が巻き起こると非常に急速に広まってしまうということがありました。申し上げたアメリカへの敵視の件も、恐らくアメリカ側からしたらそんなはずはなかったといいますか、いつの間にかそういうふうな住民感情なりがエスカレートしたということですので、ですから、新安保法制でそういったことは現実にはまだまだ来ないんではないかというのは非常に見方としては甘いのではないかと思います。

- 43 例えば、自衛隊は米軍の防護活動というのをいろんなところでやるようになりましたね。

はい。

- 44 このことは現地の住民からはどんなふうに見られるでしょうか。

2000年代から始まった中東あるいはインド洋での給油活動等で日本に対するイメージがアメリカと一体化しているというふうに変わりつつあるという現地の情報、話はあります、ただ、まだまだ一般的な住民の方のレベルでは、幸いにと言っていいのか、そこまでは浸透はしていない。これが、この後、新安保体制になって、ますますそういった海外での軍事活動が増えれば変わってくると思います。

- 45 過去に類似の事例で日本人が危険な目に遭ったり、殺害された例がありますか。

はい。それは2015年、シリアでのイスラム国に殺害された後藤健

二さん、湯川遥菜さんの例があります。

- 46 これらの後藤さん、湯川さんの事件のきっかけ、原因は何でしょうか。

当時、これはイスラム国が言っていたことですけれども、日本がイスラム国攻撃の有志連合に参加したとか、イスラム国に対処するための資金拠出をしたということが挙げられていますけれども、やはりそういう政治的な介入というか動きが背景にあったと思います。

- 47 このとき、日本政府がテロリストには届しないと宣言したこともありましたね。

そうですね。ありましたね。ただ、テロリストと言うときに、イスラム国のようなものは容認できないと思いますけれども、ただ、テロリストを一般的にそういうレッテル付けをしていくというのは、それは非常に危険が伴っていると思います。さっきも少し申し上げましたけれども、テロリストの中にも反政府勢力として一定の支配領域があり、たくさんの支持者がいるといったような勢力もありますから、むしろそういう勢力のほうが大きいと思いますけれども、その場合に日本がそれをレッテル張りをして一掃するといったような軍事活動を始めるんであれば、非常に日本に対する反感が向いてしまうということになるかと思います。

- 48 このイスラム国の時期は、まだ新安保法制以前の特措法の時代なんですけれども、恒久法の新安保法制法ができた後はどんな状況になりますか。

それは、ますます海外での軍事活動が増え、あるいはアメリカと一体化したような防護活動が増え、そういうアメリカと一体化した日本への反感がますます増えてくると危惧されます。

- 49 質問をちょっと変えます。先ほど日本が敵視される危険ということをおっしゃっていますが、そのことによって、日本のNGOによる人道支援活動にはどんな影響がありますか。

大きな影響が出てくると思います。さっきの南スーダンでのアメリカ敵視の際には、実際にアメリカのNGOは活動が難しくなりましたし、多くの国際NGOがアメリカ国籍のスタッフは国外に退去させるということがありましたので、日本が同じようなことになってきて、日本人が海外で活動ができなくなるといったような、そういう危険性が出てくると思います。

50 実際に、外国軍の行動が原因でNGOに支障を来たした例がありますか。

はい。私どもアフガニスタンで活動している中で、2008年のことですけれども、私たちが活動している隣接した村にアメリカ軍が誤爆でしょうけれども、一般の村人に対して攻撃、結婚式のところに砲弾が落とされて47人が死亡して、私たちのスタッフの家族も亡くなつたというような事件ですか、あるいは、私たちが活動している診療所のすぐ10メートル脇にアメリカ軍が爆弾を落としたこともあります。

51 そのような誤爆というんですか、事故というんですか、それは例がたくさんあったんでしょうか。

アフガニスタンのはたくさんありました。ですから、アフガニスタン人からは非常にアメリカに対する反感が広まっていました。

52 ほかの例としては、どんなものがありますか。

あとは、アメリカを始めとするNATO軍による人道支援への介入というのがありました。2002年からアフガニスタンではPRTと呼ばれる軍が人道支援活動をするといったようなことが行われていましたけれども、その中でアメリカ軍が、私どもが支援していた診療所に来て、診療行為もなしに薬を配るですか、あるいは敷地の中での射撃訓練をするといったようなことがありました。そのときには非常に広範にアメリカへの反発が広がってましたから、私たちの人道支援活

動に対しても、おまえらはアメリカ軍の仲間かといったような住民からの声といいますか、批判といいますか、が上がって、私たちも誤解を解くのにかなり苦労をしました。

- 53 先ほど言ったアフガニスタンの事例は、自衛隊がインド洋に護衛艦と補給艦を派遣して米艦船などの多国籍軍に海上給油活動を行っていた時期のことですか。

それに重なる時期ですね。幸いにといいますか、私たちが活動していた村の人たちは日本の海上給油活動についてまでは知らなかつた人が多かつたと思うんですけれども、もしそういったことが認識されれば、米軍に対する反感がそのまま私たち日本の団体なり日本人にも向いたのではないかと思います。

- 54 ここで改めて伺いますが、人道支援の原則は何でしょうか。

三つ大きく言うとありますて、一つは独立性、それから公平性、中立性といったものが原則と言われています。

- 55 より具体的に言うと、どういうことですか。

独立性、中立性については様々な国家あるいは政治勢力、武装勢力から独立して中立の立場であることと、活動すると。公平性については、政治的あるいは民族的な背景とかそういうことに関係なく、必要性に応じて人々に支援をするといったようのが公平性というものが原則になっています。

- 56 先ほど来、中立であることも非常に重要だということを繰り返し述べておられますね。

はい。

- 57 新安保法制ができることによって、日本のNGOの中立性というのはどういう影響がありますか。

安保法制の中で駆け付け警護で言われているような、日本のNGO、

人道支援団体を救援するといったことが、ある意味、制度的になってしまふと、私たちのようなNGOが特定の軍隊、自衛隊なりと関係性がある、庇護されているのではないかということで、非常に大きく活動の中立性が損なわれる可能性があると思います。

- 58 陳述書には、安倍首相がパネルを用いて駆け付け警護についてNGOを保護する説明をしたときに、とても違和感を持ったということが記載されてありました。その違和感の中身について少しありとてお話ししていただけますか。

当時、私たちを始め、ほかのNGOの人たちともいろいろ話をしたときに、皆さん非常に違和感あるいは懸念の気持ちを持っていて、一つは駆け付け警護というものが、先ほど申し上げましたように、本当にそんなことができるわけないだろうというのが一つと、もう一つは、そういった日本のNGOを自衛隊が救援するということになると、さつきも申しました、一体化していると。日本のNGOは日本軍と、自衛隊と一体化して、しかもその自衛隊が、これもお話をしたとおり、特定の勢力に加担していると思われるようなことも、軍事行動をすれば可能性が出てきますので、つまり本当に私たちの中立性が損なわれて、住民から疑いの目を持たれたりして人道支援活動ができなくなってしまうといったような、そういう違和感がありました。

- 59 時間の関係で示しませんが、甲B第138号証は国際協力NGOセンターが2014年7月28日に集団的自衛権を含む海外での武力行使を容認する閣議決定を受けて発表した声明文ですが、ここに言う国際協力NGOセンターというのはどのような団体ですか。

日本の中では一番大きなNGOの連合体で、100以上の団体が加盟をしています。

- 60 いわゆる証人が代表理事を務めるJVCも加盟しているということですね。

はい。

- 61 この声明でも、ただいま証人がおっしゃると同様のことが述べられていますけれども、同時に日本国憲法9条の意味についても触れられていますね。

はい。

- 62 日本国憲法9条が果たしてきた役割については、これまでの活動上どのように実感してきましたか。

やはり憲法9条があるからこそ、日本はこれまで海外での派兵に対して非常に自制的であって、そのことが結果として多くの、特に私たちが活動するようなアジア、中東、アフリカの国で、日本は、例えばアメリカのように介入をしてきていないと、比較的中立だし信頼できるといったような、そういった信頼感があったわけですね。そのことによって私たちの活動は非常にやりやすかったと思います。

- 63 そのような実感は、多くの日本N G O関係者共通のものと伺っていいですか。

はい。これは本当に共通していると思います。アフガニスタンで活動されていた中村哲医師が様々な新聞でのインタビューとかでおっしゃっていることを陳述書にも書かせていただきましたけれども、中村さんを始めとして多くの方がそういった同じようなことを言っています。

- 64 ところで、先ほども少しおっしゃったんですが、平和国家としての日本のイメージは、既に新安保法制以前に崩れつつあったということはありませんか。

はい。ですから、特に2000年代のイラク派兵、あるいはインド洋での給油活動の後、そういったイメージは崩れつつあったかと思いますが、ただ、まだまだ一般の人々といいますか、私たちが活動しているような村落部での人々の間では、そこまでは知れていなかったので、私たちが活動できるだけの基盤といいますか、日本への信頼というのはあったかと思います。それが今後本当に変わっていってしまうのではないかと恐れています。

65 イラク特措法にしろアフガニスタンの支援にしろ、時限立法だったわけですよね。

はい。

66 ところが新安保法制法は恒久法であって、どこでもそういう事態が起こり得るということですね。

そうですね。

67 2016年の11月に自衛隊に宿営地共同防護と駆け付け警護の新任務が付与され、南スーダンに派遣されましたけれども、そのことは南スーダン現地ではどう受け止められていますか。

ちょうど2016年に新しい駆け付け警護の任務を付与された自衛隊が現地ジュバに到着したときに、私、ジュバ市内において、そのときに、ちょうど新聞を読んだんですけども、一面トップで自衛隊の到着ということが書かれていて、ただ、そこには自衛隊ではなくて、セルフディフェンスフォースではなくて、ジャパンニーズトゥループスという形で、日本軍が来たというふうに書かれていて、その任務が、以前は私設部隊だったけれども、今度は戦える部隊が来たと、それが文民の保護をするんだというふうに新聞には書かれていたわけですね。ですから、それを見た現地の人が私に対して、今度来た日本の軍隊は戦えて、俺たちを助けてくれるのかと言われたこともあるんですけども、非常にそういった、日本が自衛隊ではなくて、海外に出れば一般的な普通の国軍と、軍とみなされて、しかもそれが戦える部隊であるといったような意識付けがされてしまって、非常に危険なことだと私は思いました。

68 証人が先ほど来、非常にNGO活動に対する影響と危惧をおっしゃっているんですが、新安保法制以後、これまで目立って海外の邦人や日本人、NGO関係者が危険な目に遭ったという事例報告というのはないよう見えてるんで

すけれども、そこら辺はどうお考えですか。

実際には、さっきのイスラム国に殺害された後藤さん、湯川さんの事例がありましたし、繰り返しになりますけれども、そういう事例が起きてないからいいんだというふうに考えていると、本当にそういった日本に対する反感ですとか様々なことが起きて、日本人が危険にさらされるということが起きてしまってからでは遅いと思います。

- 69 イラクのときの轍を踏まないように本来すべきであると、そういうことですね。

はい。

- 70 最後の質問になりますけれども、証人は長い間海外N G O活動を続けて危険な目にも遭っておられるようすけれども、10年以上、長年そのような活動を続けてきた原動力といいますか、そういうものは何ですか。

最初に申し上げた、私自身が市街戦の中で危険な目に遭ったときに、私は最終的には国連の一般車両で救援されたわけなんですけれども、そのときに市内を離れて退避をするときに見た光景というのはやっぱり忘れられないですね。多くの現地の方が本当に戦闘の中で全てを失って家族で逃げていくといったような、そういう人々の列がずっと何キロも続いていたんですけども、私は外国人で帰る家があるわけなんですけれども、そういう方にとっては避難した先、どこにも行き先がないわけですよね。逃げ戻っていくだけというような状態が、そういう現地では続していく中で、私自身、同じ人間としてといいますか、そういうことを見て忘れるわけにはいかないといいますか、そういう方に対して、自分が微力ではあっても何かを続けなければいけないということで活動を続けております。最後に、この安保法制について一つ申し上げさせていただければ、やはりそういった、例えば紛争であれば、紛争の中で苦しんでいる人たちに何ができるかとい

うことを考えたときに、こういった安保法制によって日本が、自衛隊が、より武力行使をするということは何の役にも立たないといいますか、何一つ解決にはならないと思います。実際には日本は憲法9条を持つ国として、それを生かして、軍事力ではなく、そういった紛争に対して調停をするとか、外交的な努力をする、あるいはそういった国で様々な人材育成をする、そういった形で紛争のないような世界、社会を作っていくということが平和憲法を持つ日本の、よりすべきことかと思います。

71 いわゆる本物の積極的平和主義というのは、今証人がおっしゃったような意味とおっしゃってよろしいですか。

はい、私はそう思っております。

被告指定代理人（阿波野）

72 被告からは特にございません。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 安富元美

